

保護者様

新潟県立柏崎特別支援学校長

## 学校感染症による出席停止について(お知らせ)

お子さんがかかっている(と思われる)下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。(出席停止の期間は、欠席になりません。)

区分	病名又は状況(該当を□で示す)	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1) <del>新型コロナウイルス感染症</del>	治癒するまで ※新型コロナウイルス感染症は登校許可証不要
第2種	<del>インフルエンザ</del>	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※登校許可証は不要。療養解除届を提出
	百日咳 <sup>せき</sup>	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹 <sup>しん</sup> が消失するまで
	水痘	すべての発疹 <sup>しん</sup> が痂皮化 <sup>かひ</sup> するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症・溶連菌感染症 ・( )	感染のおそれなくなるまで

(切り離さないこと)

## 登校(授業)許可証

新潟県立柏崎特別支援学校長様

部 年 氏名

上記の疾病については、他の児童生徒に感染するおそれなくなったため、登校を許可します。

1. 診断日 年 月 日

2. 登校可能日 年 月 日から

令和 年 月 日

医療機関・医師氏名